

青梅市駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

観光客の誘致を促進するため、新たに駐車場を設置するとともに、既存の駐車場の供用時間を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市駐車場条例の一部を改正する条例

青梅市駐車場条例（昭和 3 9 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

青梅柚木苑 地駐車場	東京都青梅市柚木町 3 丁 目 6 4 3 番地	午前 7 時から午後 7 時 （1 月、2 月および 1 2 月は午後 6 時）まで
---------------	-----------------------------	--

」を

「

青梅柚木苑 地駐車場	東京都青梅市柚木町 3 丁 目 6 4 3 番地	
吉野梅郷第 1 駐車場	東京都青梅市梅郷 5 丁目 1， 1 0 6 番地の 1	
吉野梅郷第 2 駐車場	東京都青梅市梅郷 4 丁目 6 8 0 番地の 3	

」に

改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。